

平成15年度 事業報告書

1. 特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化の実施

(1) 平成15年度再商品化の実施

当協会では、再商品化業務規程に則り、下記の再商品化委託単価（主務大臣の認可）のもとに、特定事業者等から委託を受け、ガラスびん（無色、茶色、その他の色）、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化を実施した。各素材いずれも、前年に比べ再商品化委託単価が低下した。

再商品化委託単価

		委託単価 (円/トン)	
		15年度	14年度
ガラスびん	無色	3,000	3,600
	茶色	5,700	7,800
	その他	8,600	9,100
PETボトル		64,000	75,100
紙		25,200	42,000
プラスチック		76,000	82,000

平成15年度におけるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化契約状況及び再商品化の実績は以下のとおりである。

契約状況について

(a) 特定事業者からの受託状況

法に基づき再商品化の義務を負うガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装関連の特定事業者67,196社(前年度63,595社)から以下のとおり再商品化を受託した。

		受託社数		受託予定量 (トン)		受託予定金額 (千円)	
		15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
ガラスびん	ガラスびん計	3,883	3,863	492,146	450,959	2,562,980	2,733,159
	無色	3,350	3,325	216,751	216,254	650,251	778,514
	茶色	1,714	1,707	157,127	139,364	895,626	1,087,042
	その他	1,431	1,508	118,268	95,341	1,017,103	867,603
PETボトル		1,377	1,087	236,203	230,684	15,116,993	17,324,393
紙		47,281	45,878	56,203	105,820	1,416,317	4,444,429

プラスチック	64, 861	61, 067	441, 559	311, 801	33, 558, 472	25, 567, 689
--------	---------	---------	----------	----------	--------------	--------------

(b)市町村負担分の受託（実績支払ベース）

再商品化の義務が免除されている小規模事業者分については、その処理費用は市町村の負担とされている。

当協会が再商品化業務契約を締結し、上記再商品化委託単価により再商品化を行なった市町村負担分の受託状況は以下のとおりであった。

		受託量実績（トン）		受託金額（千円）	
		15年度	14年度	15年度	14年度
ガラスびん	ガラスびん計	41, 017	37, 119	238, 486	264, 176
	無色	9, 596	8, 974	28, 787	32, 304
	茶色	20, 871	18, 650	118, 972	145, 468
	その他	10, 550	9, 495	90, 727	86, 404
PETボトル		0	1, 410	10, 147	120, 815
紙		2, 359	1, 720	59, 456	72, 258
プラスチック		28, 128	17, 269	2, 137, 699	1, 416, 037

(c)市町村との契約状況及び保管施設

当協会との間でガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物の引渡に関する業務実施覚書を締結した市町村及び保管施設は以下のとおりであった。

全 体

	（契約ベース）		（実 績）	
	15年度	14年度	15年度	14年度
1) 対象市町村総数	2, 665	2, 482	2, 633	2, 474
2) 保管施設数	1, 971	1, 863	1, 935	1, 837

ガラスびん

	（契約ベース）		（実 績）	
	15年度	14年度	15年度	14年度
1) 対象市町村総数	1, 910	1, 789	1, 903	1, 780
2) 保管施設数	1, 032	1, 020	1, 016	1, 007

3) 引取量及び引取達成率（単位：トン、%）

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
ガラスびん計	374, 539	368, 102	340, 646	339, 039	91.0	92.1
無色	120, 122	112, 592	109, 086	102, 788	90.8	91.3
茶色	143, 542	142, 304	130, 274	130, 311	90.8	91.6

その他	110, 875	113, 206	101, 285	105, 940	91.4	93.6
-----	----------	----------	----------	----------	------	------

PETボトル

	(契約ベース)		(実績)	
	15年度	14年度	15年度	14年度
1) 対象市町村総数	2, 364	2, 201	2, 348	2, 186
2) 保管施設数	1, 296	1, 254	1, 282	1, 240

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
PETボトル	185, 095	169, 427	173, 875	153, 860	93.9	90.8

紙製容器包装

	(契約ベース)		(実績)	
	15年度	14年度	15年度	14年度
1) 対象市町村総数	269	172	243	143
2) 保管施設数	180	124	158	107

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
紙製容器包装	34, 776	28, 779	30, 652	24, 687	88.1	85.8

プラスチック製容器包装

	(契約ベース)		(実績)	
	15年度	14年度	15年度	14年度
1) 対象市町村総数	1, 263	845	1, 222	815
2) 保管施設数	777	561	744	534

3) 引取量及び引取達成率 (単位: トン、%)

	引取予定量		引取実績量		引取達成率	
	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度
1.プラスチック	364, 733	288, 944	366, 845	258, 624	100.6	89.5
材料	87, 066	55, 548	84, 401	51, 122	96.9	92.0
油化	11, 941	19, 185	11, 775	15, 309	98.6	79.7
高炉	88, 150	68, 410	83, 306	64, 733	94.5	94.6
コークス	125, 470	121, 471	140, 262	103, 336	111.8	85.0
ガス化	52, 105	24, 330	47, 101	24, 124	90.4	99.1
2.トレイ	2, 391	2, 721	1, 160	1, 045	48.5	38.4

材 料	2, 301	2, 686	1, 160	1, 042	50.4	30.8
油 化	0	34	0	3	-	8.8
プラスチック計 (1+2)	367, 124	291, 665	368, 005	259, 669	100.2	89.0

(d) 再生処理事業者の入札登録・落札状況等

平成16年度の再商品化の入札を希望する再生処理事業者を官報公告により募集し、事業者登録を行った。確定した登録事業者を対象に保管施設ごとにガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の入札を行い、ガラスびん104社、PETボトル59社、紙47社及びプラスチック74社を選定し、再商品化実施契約を締結した。入札登録・落札状況は以下のとおりである。

	登録申込		登録(確定)		落札	
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度
ガラスびん	165	140	161	120	121	104
PETボトル	83	74	59	60	58	59
紙	110	112	99	91	43	47
プラスチック	181	119	131	88	79	74

再商品化製品利用状況について

(a) ガラスびん (単位: トン)

	15年度(117社)	14年度(107社)
ガラスびん製造用	217, 118 (68.3%)	166, 653 (52.4%)
その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブロック、ガラス繊維等)	100, 648 (31.7%)	151, 164 (47.6%)
計	317, 766 (100.0%)	317, 817 (100.0%)

(b) PETボトル (単位: トン)

	15年度(延べ117社)	14年度(延べ168社)
繊維 (ユニフォーム、カーペット等)	57, 445 (46.2%)	58, 940 (52.4%)
シート (卵パック、プリスターパック等)	50, 021 (40.2%)	45, 632 (40.5%)
ボトル(飲料ボトル等)	11, 312 (9.1%)	606 (0.6%)
成形品(文房具、収集ボックス等)	3, 944 (3.2%)	5, 314 (4.7%)
その他(結束バンド、障子紙等)	1, 576 (1.3%)	1, 993 (1.8%)
計	124, 298 (100.0%)	112, 485 (100.0%)

(c) 紙製容器包装 (単位: トン)

	15年度(21社)	14年度(13社)
製紙原料	26, 969 (90.25%)	20, 284 (83.3%)
上記以外の材料 (家畜用敷料)	15 (0.05%)	157 (0.7%)
固形燃料	2, 897 (9.70%)	3, 917 (16.0%)
計	29, 881 (100.00%)	24, 358 (100.0%)

(d) プラスチック製容器包装 (単位: トン)

	15年度(104社)	14年度(140社)
1.プラスチック	255, 128 (99.6%)	179, 238 (99.5%)
材 料 (擬木、車止め等)	41, 626 (16.2%)	23, 426 (13.0%)
油 化	5, 847 (2.3%)	6, 828 (3.8%)
高 炉	58, 811 (23.0%)	46, 621 (25.9%)
コークス	120, 767 (47.1%)	91, 175 (50.6%)
ガス化	28, 076 (11.0%)	11, 188 (6.2%)
2.トレイ	1, 022(0.4%)	924 (0.5%)
材 料 (日用雑貨品、トレイ等)	1, 022(0.4%)	921 (0.5%)
油 化	0 (-)	3 (-)
計	256, 150 (100.0%)	180, 162 (100.0%)

○再商品化受託料金の精算

再商品化受託料金の精算は、特定分別基準適合物ごとに特定事業者からの再商品化予定受託料金に対する再商品化実績費用を計算し、個々の特定事業者ごとに精算額を確定のうえ、過不足に応じて次年度の再商品化予定受託料金と加減し、精算する。

実績費用算出の主要項目である平成15年度の再生処理事業者への支払い対象量（「販売量」＋「残さ」）は、ガラスびん339,368トン、PETボトル162,942トン、紙30,356トン、プラスチック356,970トンであった。

(2) 再商品化業務システムの改善

平成15年度は、昨年度に引き続きシステムの品質向上と安定化に努めた。再商品化事業者の管理強化と特定事業者遡及管理システムなど業務効率化に繋がるシステム機能の追加を行った。また、情報セキュリティポリシーの策定による情報資産管理の徹底とウィルス対策の推進を実施した。

また、更なる業務効率化と運用維持コストの削減を目指した次期業務システムの企画を終え、基本設計に着手し実施中である。

次期業務システムは、インターネットを活用した電子入札・電子契約、オンライン利用者の利便性・操作性向上と手続きの簡素化など有効性の高いシステムを実現する。

(3) 設備審査の実施

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化事業者を入札・選定するにあたり、再生処理施設等が所要の水準にあるか否かを事前に審査することとしている。審査の実施に当たっては、その審査が合法的、かつ公正・透明性のあるものであることを確保するために、第三者の技術専門機関に委託し、再生処理施設等の施設ガイドライン、審査マニュアル等に基づき審査を行った。

また、上記設備審査の他、既存施設の稼働状況並びに未処理在庫調査等につき別途現地調査を実施した。

その結果、平成15年度においてガラスびん107社108施設、PETボトル37社40施設、紙73社75施設、プラスチック113社115施設に対し現地審査を行った

(4) 指定保管施設における分別基準適合物の品質調査の実施

当協会では、分別収集品の品質向上のための情報共有化を図る目的で、引き取り・再生処理を行っている事業者の協力を得て、市町村の立会いを求め、分別収集品の品質実態調査を適宜実施している。

プラスチック容器事業部では、平成14年度に引き続き2度目の分別基準適合物の品質調査を全指定保管施設の95%にあたる599施設を対象に実施した。調査の結果、評価A、Bランクの施設が409（68%）となり前年度より増加した。再商品化に支障をきたす可能性があるDランクの施設が依然として190（32%）あった。結果については、直近の市町村説明会で報告し、品質の維持、管理への協力をお願いした。なお、16年度についても、引き続き品質調査を実施し、調査結果をホームページで市町村名をあげ公表する計画である

(5) 商工会議所・商工会等への契約代行業務の委託

平成16年度における再商品化の実施にあたり、特定事業者との再商品化委託申込み及び再商品化委託契約に関する業務の一部（再商品化委託料金の収受は除く）を日本商工会議所・商工会議所及び商工会連合会・商工会へ委託した。（以下詳細略）

(6) 平成16年度再商品化への取り組み等

平成15年度再商品化業務と並行して、別紙「平成16年度再商品化に向けたスケジュール」（平成15年度事業）に記載のとおり、平成16年度再商品化に向けた種々の準備作業を行った。

2. 容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発

(1) 説明会等の開催

1)平成15年度再商品化事業実施に関する市町村説明会 （以下詳細略）

2)平成16年度再商品化登録希望事業者に対する説明会 （以下詳細略）

3)平成16年度再商品化登録希望事業者に対する説明会 （以下詳細略）

4)平成16年度再商品化事業者に対する再商品化業務手続きに関する説明会 （以下詳細略）

5)その他事項

当協会役職員は各種シンポジウム、講演（講習）会、座談会等に参加し、容器包装リサイクル法や識別表示、当協会の役割・業務内容等につき説明を行うとともに、新聞、テレビ、雑誌等のメディアの取材（年間約60件）に応じて、容器包装リサイクル法に関する全般的問題や個別的問題、ならびにその運用について、さらには協会活動についての理解促進に努めた。また、リサイクル関連の展示会、シンポジウム等7ヶ所に対し、当協会の協賛・後援名義の使用を許可した。平成15年5月31日（土）～6月1日（日）の両日、環境省・東京都等主催「エコライフ・フェア2003」に前年度同様ガラスびんリサイクル促進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会と共同で参加した。平成14年度末に作成した小学校高学年以上の一般向けパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』の内容をパネル化したもの等を展示、さらに、クイズやゲームを通して分別排出の大切さを訴えた。両日とも台風による悪天候にもかかわらず、計約1,500人がブースを訪れ、

好評を博した。

(コールセンター)

当協会では、コールセンター（電話相談窓口）を設置し、特定事業者、再商品化委託申込受付業務を代行する商工会議所・商工会等からの質問に応じている。平成15年度には常時4人のコミュニケーター（専門相談員）を配置し、問い合わせが集中するピーク時には6人が対応した。平成15年度の取扱件数は、商工会議所・商工会関係で1,769件（前年度1,598件）、特定事業者関係で7,925件（同4,462件）、その他154件（同73件）、合計で9,848件（同6,133件）であった。問い合わせ内容は、対象容器包装の具体的判断から申込書類の記載方法等広範囲にわたっている。

(フリーライダー対策)

再商品化義務を履行していない事業者（所謂フリーライダー）が相当数いるのではないかとの意見が依然としてある。再商品化の義務を負っている事業者に義務を履行させる責任と権限は法律上は国が有しているが、フリーライダー対策は容器包装リサイクル法の制度維持にとり重要であり、義務を履行している事業者の利益にも合致することから、当協会は積極的に国に協力し、フリーライダーの防止に努めた。

フリーライダー防止対策の一環として、当協会では、再商品化啓発普及パンフレット等の配布、容器包装リサイクル法講習会・説明会等への講師派遣といった通常の普及・啓発活動に加え、ホームページにおいて平成12年度、平成13年度に加えて平成14年度の再商品化義務履行事業者名を「再商品化受託者リスト」として公表することにより、特定事業者間の相互牽制に役立てた。これらの努力により、平成15年度は延べ2032社から過年度分の申込を受けつけ、2億5百万円の収入をあげることができた。

(2) パンフレット等の作成及び配布

1) パンフレットの作成・配布

平成14年度に作成したパンフレット『なぜ？なに？リサイクル』を事業者、自治体、国の出先機関、消費者等の希望に応じて幅広く配布し、容器包装リサイクルの普及・啓発に努めた。当パンフレットは、各自治体の住民向け説明会、リサイクル施設見学者への啓発活動、再商品化事業者の工場見学への配布資料として、教育機関での環境学習の場など幅広い機会に活用され、平成15年度末までに計13万部を超えた送付要請に応じた。また、当パンフレットと同一の内容をパネル化し、自治体や国の出先機関でのそれぞれの地域イベントなどに貸し出し、啓発活動に一役買った。なお、ホームページ上では、これらの配布や貸し出し可能な啓発資料について紹介し、年間約900件の求めに応えた。

2) 再商品化業務委託マニュアルCD-ROMの作成・配布

政令に基づき、再商品化委託契約に関する業務の一部を委託している商工会議所・商工会における申込受付・契約関連手続き業務の円滑な遂行に資するため、担当者を対象とした再商品化に関する業務委託のための実施マニュアルを解説し

た映像教材 CD-ROMを作成し、全国の商工会議所・商工会（約3400ヶ所）に配布した。

3. 容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集及び提供

(1) 会報の発行

容器包装廃棄物の再商品化に関する情報提供を目的とする会報『再商品化ニュース』（A4判、2色、通常号12頁・特別号16頁、各号1万4千部発行）を4回（No.21～No.24）発行した。各号では、4事業部ごとの課題・問題点とその取り組みについて掲載、また随時「小売業のためのQ & A」「印刷事業者のためのQ & A」など業界を単位とした想定問答などを特集し、現場で役立つ情報の提供に努めた。各号とも、当協会の賛助会員をはじめ、主務官庁および地方局等、都道府県・市町村関連部署、再商品化委託料100万円以上の特定事業者、関係諸団体、メディア、有識者等に広く配布し、当協会事業の広報及び関係機関等との連携強化に資した。

(2) ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)の運用

容器包装リサイクル法関係者及び一般の方への情報提供の場として、または公益法人としての情報公開の場として、前年度に引き続き当協会のホームページの内容の一層の充実に努めた。また、ホームページのトップ画面及びサイトマップを両面に印刷したリーフレットを作成、各種説明会などで配布し、ホームページ活用の一助とした。

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との交流及び協力

(1) 国内関係機関との交流

再商品化事業を円滑に推進するため、主務5省庁（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）及び清掃事業において全人口の9割の市町村の声を集約する全国都市清掃会議と情報連絡会議を月1回のペースで開催し、容器包装リサイクル法の解釈、運用面での課題に対する対応をはじめ、ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装の再商品化の進捗状況等の報告、再商品化実施に伴う当面の課題等につき具体的な協議を行った。さらに、市町村との間で実施される再商品化に関する基本的事項を網羅した平成16年度における『「分別基準適合物の引き取りおよび再商品化」の概要』を更新した。

(2) 国際交流の推進

- 1 ドイツのDSD社（Duales System Deutschland AG）およびフランスのE E社（Eco-Emballage）等外国のリサイクル関係諸機関との国際交流に努め、得られた情報を関係各組織に提供した。
- 2 平成15年11月にE E社の幹部の訪問を受け、ポリエステル原料化、ガス化、コークス炉化学原料化等の実態調査に協力した。その機会に日本とフランスにおける容器包装リサイクルの実情について情報と意見の交換をし、フランスにおいては全ての容器をリサイクル費用負担の対象としているものの、リサ

イクル処理の対象は環境負荷やコスト的に合理的なものに限定しているとの情報を得た。

- 3 ドイツではリターナブル容器の割合が減少し、平成15年度から強制デポジット制度が導入されたが、国内経済に与える悪影響に加えて、他のEU諸国からの自由な輸入を阻害することになりEU委員会から違法性を指摘されている。世界が注目しているこのドイツのデポジット制度に関する情報を常時DSD社から入手した。
- 4 外国の環境関係諸団体からの質問に対する回答等を通じて、容器包装リサイクル法の国際的普及・啓発に努めた。

5.その他

(1) 賛助会員の加入状況

当協会の目的に賛同し、啓発普及関連事業を中心に賛助会費の負担をお願いしている当協会の賛助会員は平成16年3月31日現在で26社（別添「賛助会員名簿」参照）であった。